

市民意見募集(パブリックコメント)結果

「令和7年度和歌山市食品衛生監視指導計画(案)」に対するご意見を募集した結果、3件のご意見をいただきましたので、次のとおり公表します。

■募集案件の概要

募集案件	令和7年度和歌山市食品衛生監視指導計画(案)
受付期間	令和7年2月7日(金)～令和7年3月10日(月)
ご意見の件数	1名・3件

■ご意見の概要と市の考え方

No	ご意見の概要	市の考え方
1	全国的に PFOS、PFOA 問題が起きていて土や水を介して食品にも影響が出るという話です。なので PFOS や PFOA 等を検査項目に追加することを要望します。 和歌山市外からも食品は入ってくるから「和歌山市の水は安全」「影響は小さいから検査の必要はない」と言わずに、数値で安全を確認して頂けると安心につながります。	内閣府食品安全委員会は、有機フッ素化合物(PFAS)の食品健康影響評価において、「現時点の情報は不足しているものの、通常の一般的な国民の食生活(飲水を含む)から食品を通じて摂取される程度の PFOS 及び PFOA によっては、著しい健康影響が生じる状況にはないものとする」との見解を示しています。 また、農林水産省では、農畜水産物の食品中の PFAS の含有実態調査を実施しているほか、農地土壌や農業用水、食品中の PFAS の一斉分析法の開発、農業環境から農産物への移行、蓄積等に関する研究も進められているところです。 今後もこうした国の動向等を注視しながら、必要に応じて検討してまいります。
2	6ページ、(表2)令和7年度収去検査等実施計画について。 残留農薬、食品添加物、動物用医薬品について一部の食品しか検査しないことになっていますが、全食材の検査を要望します。 和歌山市が推進しようとしている下水汚泥肥料を農家が使用することにより、農作物や環境	食品の収去検査については、基本的には、本市内で生産され、流通している農畜産物、製造された食品を中心に検査を実施しています。 国の基準については、食品に含まれる微生物や化学物質がヒトの健康に与えるリスクを、科学的知見に基づいて行われたリスク評価を基に設定されているものであり、国より厳しい基準

	に影響が出る可能性があること、農薬や食品添加物について、日本は世界に比べて基準が緩いことから、国より厳しい基準で全食材を検査することを実施していただきたい。	で検査することは考えておりません。 また、肥料の安全確保のため、肥料の生産、品質等については、肥料の品質の確保等に関する法律により規制されています。下水汚泥肥料の安全確保についても、当該法の規制により行われるものと考えていますが、いただいたご意見につきましては、担当部局と共有し、今後の本市施策の参考とさせていただきます。
3	検査項目に「放射性物質」を追加することを要望します。 環境省が「復興公共工事」として、放射性物質を集めた除染土を全国で公共工事に使おうとしています。環境中に埋めた放射性物質は、水に溶けやすいものもあり、飲み水に溶けてしまうかもしれません。食材を検査することでしか安全を担保できないため、検査項目に入れていただけるようお願いします。	東日本大震災以降、農畜水産物、牛乳等について検査を実施していましたが、検出した事例がなく、令和2年度以降実施していません。今後も国の動向を注視し、必要に応じて検討してまいります。